

五監公告第 7 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成25年9月26日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類
 定期監査
2. 措置を講じた対象課
 消防本部・消防署
3. 監査の期間
 平成24年8月30日～平成24年9月27日
4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 消防施設用地(防火水槽等)の借用において、無償となっているものの契約書のないものが散見された。地方自治法第234条第5項では地方公共団体が契約当事者となる契約にあつては、その後における両当事者の法律関係を明確にかつ当該法律関係を確定的にしておかなければならないとされており、後におけるトラブル防止の観点からも必要と考えるところであり、法令、規則による適正な事務処理に努められたい。	消防施設用地(防火水槽等)の土地借地契約による無償契約書のないものについては、全て契約当事者との契約処理を完了いたしました。今後は地方自治法第234条第5項を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。
② 私設消防団補助金の実績報告書について、補助金交付規則によらない事務処理が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。	補助事業実績報告書の提出時、対象経費の用途が明瞭にわかる領収書等の添付が必要である旨、文書及び口頭で説明を行いました。また、提出書類については、補助金交付規則及び要綱に基づき適正な事務処理に努めてまいります。